

# ～障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系～

- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）といった「個別給付（個別の経費）」でサービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- その他、利用者の個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援や複数の者に対する移動の同時支援（グループ支援）などを行うため、市町村を実施主体とする「地域生活支援事業（経営的経費）」（移動支援事業）としてサービスを提供（マンツーマン、複数の者、いずれの対応もあり得る）。
- 個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要なが、これらの制度の運営や人員・財源の制約などから、「通院・日常生活等の経済活動に係る外出、過年かつ長期にわたる外出及び社会活動上適当でない外出」は対象外としている。

個別給付（個別の経費）								
	地域生活支援事業 (経営的経費)	移動支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	単車・市単事業	介護人派遣事業
対象者	<p>○ 障害者等であって、日常生活が外出時（移動の支援が必要と認められる場合）に移動の支援が必要と認められる者</p> <p>○ 障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害）</p> <p>・ 障害度認定区分1以上</p>	<p>○ 障害者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者をして本格的障害者）</p> <p>・ 障害度認定区分4以上に該当し、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者</p> <p>① 二段以上に障害等がある者であって、障害度認定区分認定項目のうち「歩行」「移動」「行動」「扶助」「移動」のいずれかが「支援が必要」以下に認定されている者</p> <p>② 障害度認定区分認定項目のうち「行動」「移動」等（12項目）の合計点数が11点以上である者</p>	<p>○ 障害者・障害児（重度の知的障害、精神障害）</p> <p>【身体機能なし】</p> <p>・同行援護アセハント認定基準が満たす者</p> <p>【身体機能あり】</p> <p>・以下のいずれかに該当</p> <p>① 障害度認定区分2以上</p> <p>② 障害度認定区分3以上</p> <p>・以下のいずれかに該当</p> <p>① 行動援護アセハント認定基準が満たす者</p> <p>② 障害度認定区分4以上</p> <p>・以下のいずれかに該当</p> <p>① 「歩行」、「移動」、「行動」のいずれかが「支援が必要」以下に認定され、「移動」「行動」「扶助」「移動」のいずれかが「支援が必要」以上に認定され、「移動」が「支援が必要」以上に認定される者</p>	<p>○ 障害者・障害児（重度の知的障害、精神障害）</p> <p>・以下のいずれかに該当</p> <p>① 障害度認定区分3以上</p> <p>② 障害度認定区分4以上</p> <p>・以下のいずれかに該当</p> <p>① 行動援護アセハント認定基準が満たす者</p> <p>② 障害度認定区分4以上</p> <p>・以下のいずれかに該当</p> <p>① 「歩行」、「移動」、「行動」のいずれかが「支援が必要」以下に認定され、「移動」「行動」「扶助」「移動」のいずれかが「支援が必要」以上に認定され、「移動」が「支援が必要」以上に認定される者</p>	<p>○ 18歳以上の全身体性障害者、重度の知的障害者</p> <p>・特別障害者手帳の支給要件を満たす者及び属性まで1級</p>			
支援の範囲	<p>○ 社会生活上必要な外出や外出時の準備等のための外出の援助</p> <p>○ 施設生活</p> <p>○ 個別支援型</p> <p>イ グループ支援型</p> <p>・複数の障害者等への 接遇支援</p> <p>・施設外でのグループワーク、同一会員、片・両一一对の会員による会員間の連絡</p> <p>ウ 現場調整型</p> <p>・福祉バス等車両の活用による送迎支援</p>	<p>自宅ににおける</p> <p>○ 入浴、介助及び食事等の介護</p> <p>○ 調理、洗濯及び掃除等の家事</p> <p>○ 生活等に関する相談及び助言</p> <p>○ その他の生活全般にわたる援助</p>	<p>施設内における</p> <p>○ 入浴、介助及び食事等の介護</p> <p>○ 調理、洗濯及び掃除等の家事</p> <p>○ その他の生活全般にわたる援助</p>	<p>外に外出における</p> <p>○ 介助や介助の分担</p> <p>○ 障害者生活に生じる様々な小競り合い等の事態に対応するための見守り等の支援を含む。</p>	<p>外に外出における</p> <p>○ 介助や介助の分担</p> <p>○ その他の生活全般にわたる援助</p>	<p>○ 行動する際に生じる危険を回避するため必要な支援</p> <p>○ 介助や介助の分担</p> <p>○ その他の生活全般にわたる援助</p>		<p>○ 社会参加のための外出とその準備及び帰宅に伴う支援</p>
対象の目的	<p>○ 社会生活上必要な外出、社会参加のための外出</p>	<p>○ 特別への通院等のための特約介護又は専用車での公共交通機関しくは障害者公共交通機関に基づくサービスを受けらるための相談に係る相談支援</p>	<p>○ 社会生活上必要な外出、社会参加のための外出</p>	<p>○ 社会生活上必要な外出、社会参加のための外出</p>	<p>○ 社会生活上必要な外出、社会参加のための外出</p>	<p>○ 社会生活上必要な外出、社会参加のための外出</p>		<p>○ 生活圈の拡大を図り、社会参加を促進するための外出</p>
契約關係	<p>○ 法に定める研修を受けた有資格者を雇用する障害福祉サービス事業所が、本人との契約に応じてヘルパーとして派遣する</p> <p>○ あらかじめ市の支給決定を受けることが必要（移動支援は時間数、それ以外はサービス利用計画の作成も必要）</p> <p>○ サービス報酬を受けた事業所がそこからヘルパーに賃金を支払う</p>							<p>○ 障害者の推薦による登録介護人</p> <p>○ 障害者と介護人により介護調整</p> <p>○ 実績報告により市が支払</p>